

参議院通商産業委員会會議録第十五号

同法案の審査について地方行政委員会

織物会社工場でありました。そして各

き点であるということを痛感したので

す。

のでありますし、又銀行とは縁がない

そういうような考えでかかつておるの
でありまして、中央の金融と、又地方
との間に相当の喰違ひがあるのではな
いかというようなことを痛切に感じた
のであります。東北ではこの点が特に
著しいのではないかと、他の地区におき
ましてもそういう点もあるものでありま
す。東北では特にこの点が著し
い、そういう意味で中小企業金融の手
続きの簡素化が必要でありますこと
と、東北では金融の斡旋指導が急務で
あると思ふのであります。銀行や商工
中金に對しまして行きにくいものも信
用組合や、無盡会社は行きよいらし
いというような点を見たのでありまし
て、それだけに信用協同組合の設立に
ついて認可を速やかにして欲しいとい
う声が至るところで叫ばれておつたの
であります。又信用保証協会も現に設
立されておるのでありますけれども、
これに對して国家信用の裏付けがなけ
れば活動は不十分である、そこで中小
金融に對する損失補償制度の確立が望
ましいといふことで宮城、福島、山形
の要望であつたように見受けられるの
であります。

次に大きな問題といたしまして税の
問題であります。金融と並んで問
題になつたのは税金攻勢といふことで
あります。その深刻さに比べていわゆ
る青色申告制度が甚だ不評でありまし
て尙且つ無関心であつた。この制度が
離解でありまして、計理士を依頼しな
ければ活用でき得ないというような点
から見まして、制度の簡素化を考慮す
べき点ではないだらうかというふう
に痛感したのであります。

次に同じように協同組合の問題であ
りますが、協同組合は現在改組中のも
のが多く、改組されたものにつきまし
ても、協同組合の精神がどの点まで理
解しておるか不安なものがあるのでは
ありません。信用協同組合の設立の認可
を速やかにすべしという声は、今申上
げました通り、各方面にあるのであり
ます。協同組合の協同施設に對する困
庫補助は、一部に増額して欲しいとい
う声が強かつたのであります。

次に企業の経営の合理化という点に
つきまして申上げますならば、川俣
の羽二重、米沢の絹織物を見まして感
ずることは、如何にも機械が疲れてお
ることでありまして、半木製のものが大
部分でありまして、鉄製のものはごく
少量であります。これは川俣の機械が輸
出物でありまして、いわゆる統制の非
常に強かつた時代に輸出物を主にして
おりましたので、利益が非常に少かつ
た。設備を更新する機会がなかつたと
いふような点があるものであります。が、
又米沢についても何分市場に遠いので、
現在バイヤース・マーケット時代
には不利といふことが、どうしても免
れない。この市場に遠いといふことは、
東北の産業の一般に言えることで
あります。この不利は益は何らかの面
で克服しなければならぬのに、かく
のごとく設備が老朽化しておるといふ
ことは致命的の欠陥でありますから、
更新を促進しなければならぬのであ
りまして、そこにも金融難があるとい
うような状態であります。そうして、
この關東方面或いは他の地区に比較
いたしましてどうしても東北の産業は一
般的に遅れておる。まして企業の合理
化には、技術の向上が必要であるので
あります。これについて仙台の工業
指導所が果たした役割は大きいのであ
ります。指導所では、東北に多いブナ材
の木工の研究などを実施してありまし
たが、東北の地理的環境からいたしま
して、東北の資源と努力を利用し、東
北の風土に適した産業の発見は重大な
事業であると思ふのであります。

以上のような形でありまして、極簡
單な御報告であります。東北の産業
に對しましては、通産委員会といたし
まして大いに取上げて、そうして東
北の開発が日本の期待しておる経済復
興に役立つ要素をもつておるといふこ
とを感じましたので、是非とも今後東
北の産業の復興に對しましては、当委
員会の格段なる御協力を賜りたいと
思う次第であります。以上甚だ簡単で
あります。觀察の御報告を申上げま
す。

○委員長(高橋啓吉) どうも有難うご
ざいました。
次は輸出信用保険法案の質疑に入り
たいと思ひます。発言がありましたら
……。
○深川肇左門君 その前に中小企業
に對する只今の報告に關連いたしまし
て、金融のことについて一言御質問し
たいと思ひます。中小企業の金融が非
常に困難に陥つておるといふことはこ
れは周知の事実であります。最近見返
資金といたしまして月に一億五千万
円、見返資金からの融資を中小企業に
對してお出しになつておるといふこと
に對しては、我々中小企業は、甚だそ
の當を得たことを衷心より喜んでおる
ような次第であります。そのこと
につきまして、実はお伺ひしたいの
は、いわゆる中小企業といふものはど
ういう線以下のものを中小企業と言
うのかという点です。例えば日銀の今

後の見返資金の貸出しにつきまして
も、資本金三百万円以下の企業に對し
ては、融資の途がないといふことにな
つておる、これを常軌的に考えますと
は、これは當然中小企業に属しておる
ものであらねばならない。戦前に比較
いたしますと、もうこれは非常な小
企業であるといふのが我々の常識であ
ります。然るに政府といたしましては
中小企業に對しても、小企業に對しても
その中小企業による重要性は十分認め
ておられると思ひますが、最近の二十
二日の吉田総理大臣の参議院予算委員
会における御説明の中にも、中小企業
の今後の育成に對しては十分力を盡し
て行きたいといふようなお話のように
新聞紙上で、又委員会でも承つており
ます。そういう事情にありましては、
も、事實は只今の線の引き方が三百万
円といたしますと、いわゆる小企業は
それに対して非常に見返資金による融
資を受けるけれども、中企業に對して
は融資の途がないといふような点が、
非常にこれは私はまあ不公平な処置で
ないかといふようなことを痛切に感ず
るものであります。で一応三百万円と
いふ線を政府の方で出しておられる関
係からかも知れませんが、二、三日前
の時事新報に書かれております制限店
舗といふようなものを設置の意向があ
るらしいのです。それに対してやはり
三十万円以下の資本金に對しては、い
わゆる金融の途を講ずるといふような
意味のことが書いてあるように思ふの
であります。その点を、中小企業は如
何なる線で中小企業といわれるか、抽
象的な問題の中小企業といふものは、
どういふ具体的な考え方からそれに対

する融資の対象としておられるかとい
う点を一つお伺ひしたいと思ひま
す。

○政府委員(宮崎晴吉) 中小企業の定
義といふことのほどではございません
が、中小企業と申しますと、今一応
目安をつけておられますのは、資本金三
百万円未満、従業員百人未満、こうい
うものを取りまして一応中小企業と認
めておるのであります。勿論これの
根拠につきましては何かあるのかといふ
ことになりまして、法律ではつきりさ
うに決めたといふ線もないわけであ
ります。御承知の中小企業と協同組
合の組織の上におきましては、やはり
百人未満のものをとりまして、一つの
目安としておるといふような規定があ
りまして、現在中小企業庁の中で取扱
つております金融措置、その他の指
導、斡旋といふことは、資本金三百万
円未満、従業員百人未満の線でいたし
ております。それを超えますと、例え
ば四百万円とかいふ方の金融措置につ
きましては、産業資金の供給は企業局
にあります。産業資金課といふものがあ
りまして、ここに御申出を頂きました
これに証明を附しまして與銀なり、或
いはその他の市中銀行なりに對しま
して融資の斡旋を一件々取扱いをい
たします。これに對しましても相當の
実績を挙げておる次第であります。尙
時事新報に書かれておつたといふ御質
問の専門店舗といふことは銀行店舗の
意味だと思ひますが、若しそうであ
りますと、都市銀行の中の或る店舗を
指定いたしまして、それを中小企業事
門の金融機関を指定するといふことに
大蔵省側との話し合ひが進んでおりま
して、而も近くこれを實現したいとい

ふないかといふような点等につきまし
しないかといふような点等につきまし
て、……

……

……

……

ります。協同組合は現在改組中のも

指導所が果たした役割は大きいのであり

れるかという点です。例えば日銀の今

どういふ具体的な考え方からそれに対

て、而も近くこれを実現したいとい

いう意向のように承つております。併しなから私の方の考え方から行きますと、単に店舗を指定いたしました、中小企業専門としたとしてもなか／＼巧く運用ができない、特に中小企業の大部分と申してもよいものは、金融機関との取引の事実がない、そういうものが非常に多いのでありますので、これらと親しませよう上において銀行も朝は九時から開店いたしました、三時になると閉鎖をして暮を降してしまふというふうな行き方では中小企業と密着する店舗にはなれないし平時経済の当時にもありたいわゆる晝夜銀行というふうな組織も取入れまして中小企業の専門店舗を置いた、せめてこの晝夜銀行のような意味で何となくも預つて貰える。かように金融機関との親しみを増すような方法を更に考慮して頂きたいという条件を附しまして、只今大蔵省と交渉中であります。

○深川榮左門君 私がお聴きしたいのは、いわゆる中企業も、小企業と同じに見返資金の月一億五千万円、その融資の対象になるべきものであるという趣旨からお尋ねしておるのであります、それに三百万円の線を引かれたのはどういふ意味であるかということをお尋ねしておるのであります。この点について一つ。

○政府委員(宮崎晴君) 先刻も申し上げましたように、三百万円、百人未満というふうなことは、これは中小企業の協同組合の規定に則りまして、そこに線を引いたわけでございます。これも法律で厳格にしなければならないというところはあります、所要資金が仮に三百万の資本金でありますけれど

も、その所要額が一千万円も二千万円も欲しいというふうなものがあれば、これは産業資金課において現に幹旋をいたしておる。先程も申しましたように、四百万円とか、五百万円とかいうことでありまして、これをやはり取上げてむしろ総括的ではなく、一つ一つの御幹旋をいたしておきまして、これは相当成績を挙げている。ただ資本金が小さいと、金融機関の行き方によりますと、資本金額の三倍以上の金額は困難であるというふうなものもあるやうであります、これに對しまして

もやはり特別のものは特別のものとしてたしまして、御幹旋をいたしておるような次第でありまして、中企業を見捨てまして、小企業を重点的にするため三百万円、百人未満というふうな取扱上の線を引いておるのではないことを御了解頂きたいと思ひます。

○深川榮左門君 中企業は前に申しましたように非常に金融的に困つておるのであります。大企業になりまして、その事業の種類が限られておるものであります、中企業に対する金融の枠と申しますか或いは対象と申しますか、その点については非常に対象が少い。日本における中企業の重要性はこれは国家として決して忽せにすることができない大きな使命を持つております。私は考えますのにいわゆる資本金によつてその線を引くのでなく、大企業は大きな資本が必要であるから従つて大きな金融措置を願うし、中企業は中企業並の金融をお願いするであらうから、三百万円という線を引かれることは、これは不必要じゃないか、中企業というものは大体抽象的の言葉である。それに具体的な数字の三百万

円というふうな線を引かれることは、當を得ないじゃないかという工合に考へるのですが、この点を伺ひます。

○政府委員(宮崎晴君) 御意見は一応御尤だと思ひます。平均三百万円という線を引きまして、それは固定して動かないものではございません。現在のやうにインフレからデフレスインフレの或いはこれから将来デフレ的の傾向になるのかも知れません。こういう過程におきまして資本構成の中に同じ名目表示の上におきましては三百万円でありまして、内容を相当異にしておる企業があるものであります。戦前の構成資本そのものを、そのまま帳簿価格に維持して参りましたものは再評価によつて調整されるわけですが、その点は除外いたしました。内容におきましては相當の懸隔がある。又企業再建整備法によりまして、再建整備をいたしました第二会社、或いは新旧動定の合併の認可を得た会社等は、いずれも増資等をいたしております。これらによつて脹くらみまして資本というものは、旧態そのまゝの資本と比べますと、相當の矛盾のあることは事実であります。従いまして三百万円の線は絶対不動の数字ではございません。一応の目安として設けたのでございます。実情に即しましてこれらは一つ／＼解決して参りたい。但し申上げて置きますが、三百万円以上のものには不平等な待遇をいたすというふうな考えはありません。中企業はなんとしても小企業よりも件数が少いことではありますから、事実問題としては親切に御世話できるのではなからうかと考へております。尙御了解しにくい点がございましたら、個々の問題につきまして御協力頂きますな

らば、それに対して適當な措置を講じまして万遺憾なきを期して参りたいと考へております。

○深川榮左門君 それでは中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の審議のときに又質問します。これで終ります。

○委員長(高橋啓君) それでは輸出信用保険法案に対する質疑に入ります。御発言ありませんか。

○中川以良君 先般もこの点は伺つたのであります、尙本日明確なる御答弁を頂きたいと思ひますことは、この制度を運用いたしますための輸出信用保険特別会計をこのたび設けられることに相成つております。この基金は二十五年度の一般会計からこの間のお話では五億、それから二十四年度の剰余金から五億五千万円、合計確が十億圓ばかりのものを以てやられるのであります、その外に再保険を、保険会社からいわゆる契約についての保険料を徴収される。それからこれを以ちまして、いわゆる保険の支拂とこれに対する事務費とを支出せられることになるのであります、これは一体收支計画というものは、はつきり政府の方で以て予定を立てておられるのか、この辺を一つ伺ひたいと思ひます。

殊に損失のいわゆる危険率というやうなものはどういふやうに考へておられるか、それから先般のお話であつたと存じますが、二十五年度の輸出はFOBで以て約六億三千万ドル見込んでおられるやうに承つたのであります、一つこれらに対する根拠と現在の状態から見まして、その計画通りに大體行くかどうか、非常な狂いはありは

しないかという点等につきまして、この收支計画と一緒に一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮崎晴君) 中川委員から御指摘のこの再保険の限度につきましては、二十四年度の補正予算において十億計上いたしております。それから二十五年度においては御承知の通り十五億、あとはまあ保険料を徴収いたしまして独立採算制で行くということになつております。

それから輸出貿易を対象として考えらるる六億三千万ドルくらい、このうちのおまゝ三分の一程度はこの保険を利用して金融措置を講ぜられるものと思ひまして予算を編成した次第であります。

貿易の実情についてはいろいろ御意見もあろうかと思ひますが、一応ポンド地域の輸出が只今不振の現状にありまして、これは一つの一時的な現象でありまして、輸入が超過したといふことであります以上、協定貿易でありますからには、必ず日本のものが良質で廉価でありますれば買取つて頂ける。非常に輸入が超過したといふことは、逆説になるかもしれませんが、やがて輸出が振興するであらうといふことに期待を持つておりますので、当初予算の年度におきます六億三千万ドル程度の輸出はできよう。その三分の一は保険管理、かような形で脱み合はせてきております。

○中川以良君 今私のお伺ひ申し上げましたのは、いわゆる危険率であるとかこれの收支計画等につきまして、もう少し数字的に御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(照田弘久君) 御説明申し上げ

由は、通常保険がカバーするからいいというような御説明でございますが、こういうような点がまだこの法律の上におきましては明確に規定されていないのであります。これで差支えないものかどうか、その辺を一つ承りたいと思います。

○政府委員（宮崎晴吉） 前国会で御審議願いました第六項目に掲げておりました條件は、これは一般の保険で危険担保をすべき筋合のものであつて、貿易取引の方の危険負担とは認め難いとの関係向の意向で削除されているのであります。私もその実例につきましていろいろ調べて見ましたが、乏しき資料でありましたが、実例も極めてまれでありまして、ことさらに取上げまして保険事項の対象とするというような程のこともないと思ひまして、一応関係向きの意見に従つて削除したようなわけです。三條の第四号に例挙いたしましたその他の「前各号に掲げるものの外、本外部において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することのできないもの」と、この解釈につきましては、相当弾力を持つて判断して貰いたいという考えでおるわけであります。

○中川以實君 今の点は、大体政府の方ではそういうふうにお考えであればいいのであります。が、どうも多少明確を欠いておるのではないかと。何となれば前の法案にああいうようなことがあつたものですから、それが頭にこびりついているわけです。その点今後問題が起きた場合に、疑問が起きませんかということを私はただ心配をいたす次第でございます。

それからもう一つは、第五條に關連

が冒終されることに相成りますから

から輸出に船積できますまでの間が長

いう、こういうことが現在の情勢の上

されておるのでございますが、その理

それからもう一つは、第五條に關連

をいたしましてお伺いしたいのであります。が、保険会社が輸出業者に支拂いしますところの保険金の支拂いの時期であります。これが遅滞なく支拂われねばなりません。これに対しては何ら規定をされておらないのであります。が、こういうような点について、やはり遅滞なく、一保険会社から支拂いを明確にするという点が謳つてなければいけないのじやないかというふうに考えるのであります。が、如何でございましょうか。

○政府委員(宮崎晴君) この保険契約につきましては、保険会社との契約自由の原則を認めるような立法の仕方をしております。そこでこの約款の必須な條件をここに指摘してあるわけでありますが、その他の約款の内容につきましても、それ／＼適切な監督指示をいたしまして、保険金給付の時期を明確に指定いたしましたので、その履行を怠らないようにいたして参りたい、かように存じます。

○中川以良君 更にお尋ねいたしたいのは審議会の件でございますが、審議会の委員が民間人と官庁側から出るのがありまするが、これらに対しての割振り等につきまして、何か具体的の案をお持ちでございましょうか。

○政府委員(宮崎賢君) これは、審議会の構成について中川委員から御尤もなお尋ねてございますが、一応通産省としては考え方を持っておりますが、それが適当でありますかどうかということにまだ決定的な判断を持っておりません。それでは大変遅いんじゃないかというお叱りもあらうと思いますので、大体の構想を申し上げますが、これからはもうそれが固定の、動かすべからざる

るものではないので、その点お含みの
上お聞取を願いたいと思います。

大体構成は民間人五、官界から四といふような比率で、そのうちの割合はいろいろな比率で、そのうちの割合は貿易関係から二人、保険業者から二人、金融関係から一人、その他字義経験者といふますか、特別な技能をお持ちの方を差挟みまして委員会を作りなにと、かように考えておるのが只今の段階でございます。

○中川以良君 一つ審議会に對し、ましても、早く具體的の案をお示しを願いたいと思います。本法案を実施いたします上において、最も重要な問題であらうと思いますので、多少政府の方で不用意であられるのじやないかと申します。それからこの法案が実施をされました場合に、一切必要なる方面はどの地域であらうというような点、何かやはり政府の方でお見通しをお付けになつてゐるかどうか。つまり輸出先ですね。最近國際情勢は非常にめまろしい變化をいたしておりますので、

これは容易に判断し難いのであります。これが、一体どの方面の輸出に対して最も、これは適用されるのだというような点。そのために輸出がこういうふうに変振するのだというような、何か見通しやおありじやないかと思ひますが……。

○政府委員(宮城野君) 法案といたしましては全輸出を対象としたもので、各仕向地と見合ひまゝの考えでありましたが、特にどういふふうになてゐるかと申しますと、我々の輸出の通常の状況を考えますと、先ずドック地域からの原材料の輸入、加工品若しくは製品はボンド地域へ輸出する。これが恐らく通常の形であろうと思ひます。従ひまして輸出信用保険法であります。

ます以上、ボンド地域を対象にして、具体的に申しますれば東南アジア地区を仕向地といたします貿易に対しまして、この法案が運用されることを期待しているわけであります。

○中川以良君　それから在外事務所が最近ニューヨークを初め各地に置かれるようになったのでありますが、当初私共は産業人といましての立場から、通産省の担当官が多数出られること

とを新聞等で承わりまして、心ひそかに喜んでおつたのでありますが、その後殆んど首脳部は外務省関係の方が行かれるようになったのですが、これに對する一つ当初の御計画と多少變つたというような点は、どういふことにあつたのかといふことをお伺いいたしたい点が一点、それからこの在外事務所が今後具体的にどういふ仕事をなさるのであるか、殊に通産省としてはどういふ点に重点を置かれ、要望しておられるかといふ点を承りたい。

○政府委員(宮崎晴吉) 在外事務所の

問題につきましては当初の方針が變つたとは思つておりません。これは吉田外務大臣が貿易に限らず、外交一元化ということが現在の国情におきましては適切である。そういうことで領事政令は商務官、財務官というようなものは

が、それ／＼國で違つた行政官庁に直結されておつたという曾ての制度は一応考え直さなければいかならう。その際、渉外關係をやつてゐる外務省に一元化して行く方針の上におきましては、内は通産省なり或いはその他の關係省と連絡するといふことは必要であるが、一応表には外務省で代表しておきます。その後變更あつたように聞いておられません。人選の問題になります

が、通産省といたしましては将来ある人物を送り込みたい、がよいなことで

現在の身分といいますが、その公務員としての地位の上では左程上級でない方でも、将来育成の上日本の貿易のために非常に活躍を期待される方を、或いは少壯のみを派遣したいというので名簿を提出いたしましたして選考を頂いたわけでありまして、その権限につきましてはこればかりではつきり全部申上げるこ

とはどうかと思いますが、大体現在ではスキャップ事務所事務所に對しまする在留日本人等の戸籍に關する問題、その他財産に關する問題等を主としてやる。それに対して直接的な指示を出したり、立案する等の権限はないようだと承つております。勿論状況を調査いやうとしまして、これを連絡いたすこと等俟たしなげながらこれによりまして貿易振興の全部が達成されるなどは考えておりませんので、只今省内の案といいたしまして英國のペトロの制度を至急やります。

して各地區に情報機關と申しますか貿易に關しまするあらゆる施策を講ずるようなものをやる、予算措置等も考へまして交渉をいたしました、が、本甲会でこれを實現する運びに至らなかつたのであります。併しなからそれを考へ

けたい熱意は未だ衰つておりません。従いまして今後の機会を捕えまして、さような機關を設けまして是非とも貿易振興、少くとも貿易というような御非難を受けないようにいたして参りたい、かように考えております。

○中川以良君 最後にもう一つ伺ひたいのは、先般新聞の報道でございまして、G・H・Qが民間物資の中共向の輸出を正式に許すというような記事がま

つたのでありますが、これらは何が正
式にそういうすでに折衝が行われてい

るのでございましょうか。

○政府委員(宮崎晴君) 占領下におき、ます日本との貿易協定は、日本政府に司令部が代位いたしますことでありまして、でき上つたものについて公表の運びになりますれば日本政府に通知を直ぐ、こういう形でありますので、事前の交渉等はあまり承知いたすわけには

参りません。最近司令部の好意によりまして、各通貿易協定にオブザーバーを送りましてこれに参加いたしております。一つの進展はいたしております。

併しながら御指摘の中共貿易に対しましては、先般新聞ラジオ等で発表がありましたが、只今のところ正式に日本政府に對しまして何らの交渉はないような状況であります。併し現在におきましても今日の中国を相手といたします貿易というものは、エスクロ、パートナーによりまして決済協定もござ

も不可能ではないのであります。敢て
現在の政府が中国の貿易を拒否するとい
う態勢は取つておらないといふこと
を御了承頂きたいと思ひます。

問題は非常に化学肥料にとつても重要でございまして、又農業生産にとつても重要でございまして、特に大臣をお願ひしたのであります。大臣は御都合が悪いのでありますので、大空にお尋ねし、尙技術的に亘る点は他政府委員から適当に御答弁頂きたいと思ひます。従つて私は大臣に予定してござりました部分は次の機会に留置

いたします。そして次官並びに課長にお尋ねいたします。先ず第一点は肥料を輸入するの食糧を輸入するののかという問題ですが、その筋から政府に言つて来たというので新聞で非常に論議されておりますが、これに対して政府はどういう答申をされたか、若しまだ答申されていないとすればどういふうに答申されるお考えか、或いは各省関係の折衝の内容、その他についてはどんなふうに進めておられるか、先ずそれをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(宮崎晴吉) 御指摘の点ですが、肥料で輸入するか、食糧で輸入するか、こういう問題はその所管省は御承知の通り農林省でありまして、私の方で直接決定的な意見を申し上げかねるわけでありまして、いろいろ論議されております。只今私のところに事務当局から報告を頂戴いたしております段階では、まだ確定的な結論に達しないようでありまして、通商産業省として考へております肥料政策につきまして一応申し上げると、御承知のように日本は世界屈指の硫酸国でありまして、先ず硫酸鉄を増産いたしまして、硫酸の製造をいたし、そうしてこれを輸出すると共に硫酸等の国内需要を賄い、更には肥料といたしまして外国に輸出したい。不幸にいたしまして只今まだ硫酸鉄の統制がありますために意のごとく硫酸鉄の増産ができないという状態でありまして、これを統制撤廃して自由価格といたしましてやりましたならば、曾てのごとく日本国が世界第一と申しましてよい程の硫酸生産国にならう。これによりまして肥料の生産面から考えましたいろいろな隘路は速かに打開できるものと確

信を持つておるわけでありまして、これは將來に亘ることで御質問の、当面の問題といたしましての考え方は、肥料の課長から詳しく申上げることといたします。

○説明員(日野水一郎君) 只今の肥料輸入か、或いは食糧輸入かといふ問題につきましては、次官から御説明がありましたように決定的な回答を出す段階には至つておりません。事務的にどういふことをやつておるか申しますと、先ず第一に安定本部を中心といたしまして先般第一回の打合せをやりました。結論といたしまして、安定本部におきまして我が国のいわゆる技術的な肥料需要量の算定をいたしております。つまり技術的な並びに経済的にどれだけ一体我が国の農業生産確保のために必要であるかという算定を先ず第一にやりまして、その次の段階に参りまして一体どの点まで肥料の生産が伸びて行つた場合に、輸出を開始した方がいかかというふうな非常に複雑な、これは多くの推定を前提にした作業になるわけでありまして、それを今進めております。それで現に本年度の肥料の需給計画、差当つて我が国が肥料輸出をする可能性があるかどうか、又仮に可能性がありとした場合において我が国の肥料を諸外国に賣つて貰うだけの経済的なコストの面に引合ふかどうかという問題につきまして申上げますと、今肥料年度、肥料年度と言いますのは、昨年八月から今年七月までの期間をいうのでありますが、今二十四肥料年度におきまして、窒素肥料におきまして百九十六万トンの配給を予定したわけでありまして、ところが国内生産におきまして当初予定いたしましたより

も十三、四万トンを増産したわけでありまして、更に当初輸入は三十二万トン予定したものが、今の見込みでは恐らく五十一、二万入るだろうというふうな、輸入の面でも更に二十万トンばかりの増加が見込まれるに至つたのであります。これがために年度末におきまして、硫酸換算で三十五、六万トンのものが余る、こういう見通しになつて参つたのであります。勿論この数量は当初の計画よりも更に肥料の増配をしたらよからうというので、約九万トンばかり増配をいたしまして、結局二十五六万トンが来年度に繰越されるという計算になります。従いまして需給推算上から参りまして、十万吨程度のものではあれば窒素肥料を輸出するといふ能力はあるわけでありまして、それから次にコストの面で、果して日本において肥料が輸出できるかという問題でありまして、先程次官から申しましたように、硫酸鉄の面では相当豊富になつておる。従いまして硫酸の価格が非常に諸外国に比較しまして安いのであります。ところがアンモニアの価格におきましては、アメリカに比較しまして若干割高になつております。御承知のように我が国の硫酸は水の電解による電解法、それから石炭コークスを使いますガス法と二つの面からあります。が、電解法の、安い方のアンモニアの価格を取りまして、アメリカの天然ガスを原料とする硫酸に比較しまして、若干割高になつております。更に我が国といつたしましても、努力しなければ向うの市場を確保するまでに行かぬのじやないか。それで最近の情勢によりまして、大

ておるということを開くのであります。で現在我が国の硫酸の生産者価格は約二万円でありまして、これが五十五六ドルになつております。従いましてフレイト十ドルを掛けたといたしまして、六十ドルを突破することになりまして、相当これは努力をいたしますれば市場を確保することができるとも知れませんが、合理化できなければこれは外国にやられるという現状になつております。以上が窒素肥料の状況でありまして、過磷酸、磷酸肥料につきましては、従来から磷酸肥料は外国よりも安いということが言われておつたのであります。だん／＼この磷酸石を、ガリオアでなくて、民間貿易によりつて入れなくてはいかんということになりますと、磷酸石の価格が過磷酸のコストの八割乃至九割を占めるということ、今後におきましては、磷酸肥料が輸出できるかどうかということ、は、磷酸石を安く買えるかどうかということにかかつて来るのじやないかと、いふふうに考へております。ただ今年度の肥料需給におきましては、磷酸石のストックが非常に少なくて却つて、減産されるという状況でありますので、減輸出する余力がない。従いまして輸出するためには更に磷酸石を入ねなければならぬというふうな状況になつております。

○委員(高橋啓吉) ちよいとお話りいたしますが、政務次官は衆議院に行かなければならぬので、そうしないかと参議院の予算委員会に大臣が出席できないというので、できるだけ簡単に次官に対する質疑を先にして頂きたいと思ひます。

○兼岩傳一君 僕は簡単に……。最近です、南方……、今もちよつと課長が触れられた南方諸地域に対して、日本の肥料を持つて行つて、それで米をそちらの方から持つて来るという考えが一部にあるようですが、次官はこれをどう考へておるか。若し輸出するとすれば、どの程度まで今の技術的なことと関連して持つて行くという考えを持つておられるか。その辺をちよつと……。

○政府委員(宮崎晴吉) 只今のところは海外へ國産の肥料を持つて行くという余力があるとは考へておりませんし、又肥料を持つて行つて米を貰つて来るというふうな契約もいたしておりません。大体米の産地と言われ

ておりますもので貿易協定のありますものは、日タイと、最近二十一日に、一応内容は別として、表向公表されましたビルマとの通商協定、これは輸入品目、協定品目におきましていづれも米の輸入が主要の協定でありまして、これに代りますものは機織品に近いその他でありまして、肥料を対象としたしまして協定貿易を履行しよう、輸出えのバランスを取ろうというふうな協定になつておりますが、通産省としましてはさうの権限を只今持つておらないと御了承頂きたいと思ひます。

○兼岩傳一君 まあおらないということですね。じゃ今持つていられないという御答弁でありましたので、それけ

られる、そういう輸入の計画を今持つて、味におきまして正當なところの、適ります。従いまして若干日用必需品が、ように是非お願いをいたしたいと存ず

しいようですから、一点だけ伺いたいと思いますが、いわゆる中小企業に対する対象の範囲を資本金を三百万円ということ、これは今後堅持される御意思であるかどうかということ、それから若しそれ以上の資本金に対してはどういう政策で融資されるかということをお伺いしたい。

○政府委員(宮崎清) 先程も申しましたように、三百万円はこれは固定したもので、今後ともこの範囲を拡大して行くとか、或いは縮小するといふような必要がありましたら、その措置を講じて参りたいと思います。凡そ産業資金の供給というものは、大中小合せまして、全産業を対象として考えるべきものであると存じております。特に商工中金の今後機能が拡充される関係を利用いたしまして、是非ともこれは各産業の段階に向いまして、円満な金融のできますよう引続き努力をいたして参りたい、かように考えております。

○兼岩一君 これは次官からでも課長からでもよいのですが、課長がさつき非常に増産の説明がありました。ところが僕らの耳にしておるところでは、二十四年度分として最近のうちにアメリカさんの硫安が二十万トン到着するばかりになつておると申されておるが、これは真疑のほどは如何なものでございますか。

○政府委員(宮崎清) その点は今担当官もおりませんので、細目の事務的なことは計画としては耳にしておりませんから、若し不確実な御答弁を申上げては恐縮でございますので、次の機会に保留させて頂きます。

○委員(高橋啓吉) それでは引続き係官がおりますから御審議をお願いいたします。

○中川以良君 たま／＼本日は皮革の担当官が見えておりますので、今の放出物資の点につきまして御説明願いたいと思います。

○説明員(橋本健男) 只今の軍靴の放出でございますが、まだ関係方面からはつきりした通知もございませんし、話もございません。併しそういう噂が飛んでおりますが、あるとすれば昨年軍靴の放出を公団で買上げましたものが百四十万足ございまして、そのうちに前年度において拂下げしたものが約七十万足ございまして、そのうちの十万足は、残の七十万足のうちの十万足、これは殆んど蹠靴のような形でありまして、これは靴としての用をなさないのであると聞いております。あとの六十万足、これは順次産業用に放出せよという指示が昨年来ておりまして、この配分に当りましては、国内の製靴産業の障害になるような方法でできるだけ避けまして、一気に一万程度ずつ今日まで出して来ております。その点につきまして、まだラジオで放送がございましたが、はつきりした関係方面の動きは今のところございせん。

○委員(高橋啓吉) 外に御発言ありませんか。ありませんければ、公報に出してありませんけれども、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の質疑に入りたいと思います。御異議ありませんか。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) 外に御発言ありませんか。ありませんければ、公報に出してありませんけれども、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の質疑に入りたいと思います。御異議ありませんか。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

○委員(長谷川清) それでは、これに関連した事項について質疑をお願いいたします。

ては、中小企業の振興、少くとも今日の諸般の事情から見て困難なところを少しでも打開して行くというのに必要な制度というものを管理して、そうしてその方面に持つて行くというのが一つの仕事の狙いだといふのが一つの仕事で、大蔵省の監督権の有無に拘らず指導して、大蔵省の監督権があるときは大蔵省と交渉なり連絡をして、その方向に持つて行く、こういうふうにはいたしてやるのであります。信用協同組合の指導官庁というものは、実は中小企業庁だけには実行は行かないから……、大蔵省自身に本来から言えはるのじやないか、こういうふうには思ふいます。

○環境衛生 次に事業協同組合に大企業が入つた場合に、従来各地区に相当、百名以上も使用してある大企業が入つておるのであります。これに對して今まで公取で拒否した例があるかないか。この点に對してお答え願ひます。

○政府委員(小笠公雄) 御承知の通り當時の従業員百人までが信用協同組合の構成の限界になつておりましたが、これ以上超えた場合には加入は可能であります。ただ届出を要するといふことに従来なつております。この届出に對していかんといふた例は実はまだ聞いておりません。これははつきりしたことを申し上げにくいのであります。正確なところは後刻調べて申し上げますが、そういう例はまだないように聞いております。

○環境衛生 拒否した例はないといふたし、申し込をしたときに、お前の方は入らない方がいだらうといふ

ような点は公取がやつておるかどうかという点を合せて後刻で結構でございますが、お取調べを願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠公雄) 一応事実関係だけを先に調べてお答え申し上げます。

○委員(高橋啓君) ちよつと委員長から伺いますが、この問題は或る程度協同組合を組織する上に問題になつておるのですが、届出主義で一応拒否した形ではないかといふのを、その大いにか小さいか判断する公取委に届出でたときにこれは駄目だといふことは、結局法律の方で拒否したと同じ結果になるのじやないか。そういうことに對する公取の見解も添えて今の問題の御報告を願ひます。

それでは他にありませんか。

○政府委員(小笠公雄) 先程政府次官にお尋ねになりました中小企業の境界の問題、大きな規定の問題であります。中小企業の定義が非常にむづかしいことは御案内の通りであります。そこで具体的な施設をやるに當りましてこの制度における中小企業といふものはこういうものを指すのだといふふうに決めておるわけでありまして、見返資金の問題におきましては資本金三百万円、従業員が常時二百人といふものを借受け得る資格條件にいたしております。一方日銀の中小企業の枠を資本金五百万円以下で、従業員二百人以下といふことに突はいたしてあるわけでありまして、そういうふうに事業によりまして幅を決めておるわけであり

ます。見返資金の問題につきましても一応今申上げましたように三百万円以下、二百人以下ということにいたして

おりますが、これを若干上廻る場合でもあつても必ずしもいかにということになしに、若干上廻つた場合でも事業の性質等を考へて出し得ることに大体いたしてあります。

○深川左門君 その若干というのはどのくらい程度ですか。

○政府委員(小笠公雄) 余りはつきり言にくいのでありますが、大体五百万円見当まではアロワンス的に考へておる、こういうふうには考へております。

○深川左門君 その五百万円という基準からまだ少し若干ということになりますとどういふ解釈になりますか、その点を一つ……。

○政府委員(小笠公雄) 五百万円といふ一つの目安では更にアロワンスがつくかどうかといふお話だと思ひますが、大体三百万円一つの線を引いて、そこで資本金の内容と申しますと、古い会社の三百万円と戦後の三百万円と質的に非常に違つてあります。そういうような事情から見て会社の事情によりましては五百万円程度まではまあ突進が余り変らぬものと認められる範囲において認めて行かうといふふうな運用上の手心であります。併し物価指数等を考へますと、昔の三百万円とは約合が取れんではないかといふお話があるかも知れませんが、そのなりやうと、五百万円の線をどこにするかといふ問題に歸つて来るわけですが、只今運用上の心持としてまあ五百万円見当で特に最近増資したりしてやつてゐるものについては、その程度で行くといふふうなことであります。

○委員(高橋啓君) 他に御発言がな

ければ、次に移りたいと思ひます。不正競争防止法の一部を改正する法律案について質疑いたしたいと思ひますが、御発言がありませんか。

○平岡三三君 この法案の構成字句などにつきましても、別に何ら質問する点もないかと思ひますが、實際問題を考えて見たときに、いろいろ問題が起さるのではないか、こういう意味で御質問申上げるのでありますが、例へば静岡のお茶が一番出ますのは京都なんでありまして、京都へ行きましてあそこを積替をする、或いは多少の手入れをするかと思ひますが、結局静岡のお茶が京都に行きまして、京都の宇治のお茶として出るわけでありまして、そういう場合に結局原産地といひ、商標といひ、あらゆるものが變つて来るわけでありまして、その点について五條の規定などは、どういふふう

に御解釈なさるのか、ちよつと御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(佐久洋君) 京都の宇治のお茶の原料が静岡であるという場合には、京都へ行きましてその原料に加工をして最終の製品として宇治のお茶となるわけですが、その場合には、宇治の茶の原産地ということになるわけでありまして、原料を表示をする場合には、静岡の原産地、こういう表示をすればいいわけでありまして。

○平岡三三君 ところが物によりまして、ただ積替えて宇治茶として出す場合には、これはこの法律にどういふふう

に引掛かるでしょうか。事実それが行われておるようですか……。

○政府委員(佐久洋君) 若干の疑問はございしますが、今までの解釈から申しますと、差支がないように思ふのであ

ります。尚非常にデリケートな問題でありますので、もう少し検討して頂きたいと思ひます。

○平岡三三君 差支がないとすれば、どうも法文にちつとも合わないようであります。第五條の第一号にもそういうのが書いてあるのですが、それは事実トランプは余り起らないのであります。結局それは第二條に引掛かつて来るのではないかと思ひますが、御解釈は如何ですか。

○政府委員(佐久洋君) それが従来の慣習として長く行われてゐるような場合には問題は起らないと思ひます。

○平岡三三君 その点についてはそのくらいにいたしますが、こういう場合があると思ふのでございしますが、外国のバイヤーが参りまして、日本の製品につきましてこのマークを付けるな、或いは外国の生産地或いは外国のマークを付けて作つて寄越せ、こういう場合が突はあるわけなのであります。そんなような場合におきまして、これが若しも嚴格にこの法規に適用されま

す。

○委員長(高橋啓君) 外にありませんか……、御発言がなければ次に引続き質疑をされることにいたしまして、今度は諸陳情の件を議題にいたしたいと思います。

〔委員長退席、理事玉置吉之丞君委員長席に着く〕

○理事(玉置吉之丞君) お諮りいたしますが、只今問題と相成りましたこの諸陳情を合せて三十件、うち諸陳情十四件、陳情六件については、それぞれ各委員のお手許にすでに印刷物をお配り申上げております。これにつき御審議をお願いいたします。一応小田橋専門員の説明をお願いします。

○専門員(小田橋眞壽君) それでは諸陳情、機件開件について御説明申上げます。

〔理事玉置吉之丞君退席、委員長席に着く〕

第四百一十一号は、川俣の羽二重の検査をやつていて検査所が鶴岡に本所を持つておるのでありますが、その鶴岡に本所があつては非常に不便であるから、川俣の支所を昇格して貰いたい。それから小高支所を設けて貰いたい。こういう諸陳情なんでありまして、これはすでに実は何回もこの委員会に提案されて採択されておる諸陳情であります。

第六百七十五号はやはり繊維製品の検査所でありまして、これは岡山と福山の両市が繊維製品の生産の中心地であるが、ここに支所がないために非常に不便であるから、神戸の繊維製品検査所の支所をこの二つの場所に設置して貰いたい。そういう諸陳情であります。

す。

○理事(高橋啓君) この四百一十一号の鶴岡繊維製品検査所というのは、第二国会において採用してありますし、併せて同じ問題が第五国会で採用されておりますので、この問題はなにか先般私聞きまして、川俣支所は鶴岡の繊維製品検査所から離れて、横浜の繊維製品検査所の川俣支所になるというのであります。又川俣が支所になれば便利であるから、非常にいいので、私がこの間参りましたとき川俣から聞いて参りましたことですが、この諸陳情はその方を一応調べて頂いた方がいいのじやないかと思ひます。

又第二の六百七十五号というのは何回でしたか、前の第五国会でしたか、提案されたときに、神戸繊維製品検査所に、廣島岡山を括めるというのが委員会では削除したのであります。政府これは委員会でもやりましたので、政府の見解を聞かんと、この二つの問題はどうかと思ふのですが……。

今二番の方の諸陳情六百七十五号の方は、何か岡山における検査件数が非常に少いからというやうなことであります。したので、その当時と、諸陳情以来非常に殖えておるといふ点がないこのまま採用するのどうかというやうな考案があるが……。

○委員長(高橋啓君) 政府側の御答弁をお願いいたします。

○説明員(森崎久壽君) 第一番の川俣支所昇格の問題でございますが、現在は鶴岡の支所になつておりますが、川俣支所を本所に昇格いたしますと、鶴岡と川俣の二つに分れる関係になります。ところが現在繊維製品検査所は全国で八ヶ所ありまして、その規模にお

きまして、又検査の件数におきまして、この川俣支所と鶴岡を分離した場合に、均衡がとれるかどうかというやうな問題を考えますと、非常に小さな範囲になるのでありますから、これを本所に昇格さすというよりも、むしろ実質的に現在川俣支所が非常に鶴岡についているために不便であるというやうな点を解消する方が早道であると思ひますので、これを只今お話がございましたやうに、横浜検査所の支所に改めるといふやうな形に持つて行つたかどうかと考えております。これは設置法の改正という形ではございませんで、支所の配置の改正でありまして、省令改正によりまして直ちに變更することができるとであります。

それから第二点でございますが、実は中国の関係におきまして、岡山、廣島の二ヶ所に支所を設置するという話は、第五国会におきまして提案をいたしましたのであります。その際には御決定を見ずに終つたのであります。その後我々の方におきましていろいろ検査件数その他を研究いたしました結果、やはり検査件数が殖えて参りますし、今後又殖える見込みでありますので、設置いたしました見たいと思ひますが、ただ支所を設置する程度ではなくして、それよりも規模の小さい出張所の程度に止めたかどうかと現在考へております。尙この問題につきましては、只今関係方面の御了解を折衝中でござい

ます。

○委員長(高橋啓君) 只今説明がありましたが、これは保留することといたします。

○委員長(高橋啓君) それでは諸陳情第四百一十一号と、第六百七十五号は保留いたすことにいたします。

○委員長(高橋啓君) 次には中小企業関係の諸陳情二件、これは諸陳情六百五号、それから諸陳情千二百八十八号、この二件を一括議題にいたします。

○委員長(高橋啓君) はつきりした資料が集まるまで保留することに……。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) それでは諸陳情第四百一十一号と、第六百七十五号は保留いたすことにいたします。

○委員長(高橋啓君) 次には中小企業関係の諸陳情二件、これは諸陳情六百五号、それから諸陳情千二百八十八号、この二件を一括議題にいたします。

○専門員(小田橋眞壽君) 第六百五号は集中生産の犠牲になつて、中小企業は集中生産の犠牲になつて、中小企業に資金を救済するために、中小企業に資金を救済して貰いたい。働ける者には職を、又働ける者に働いただけの賃金を給與して貰いたい。中小企業の税の軽減と、勤労所得税の廃止をお願いしたい。社会保障制度の拡充、失業対策の確立等の処置を講ぜられたいといふ非常に多数項目の諸陳情をしておるのであります。

第千二百八十八号は先程問題になりました中小企業等協同組合法中一部を改正して貰いたいという諸陳情でありまして、この諸陳情の中には実は今回の法案として提出されておるものもありません。未だ提出されておらない事項もあるものであります。その主なる点を拾つて見ますと、先程の法案にない項目では、外の法律で設立されておる協同組合が、事業協同組合の組合員になれるやうにしろというやうなこと、或いは企業組合が組合員に拂戻す配当は課税上損金扱をして呉れというやうなこと、或いは一定の制限の下に員外理事を認めて貰いたいというやうなこと、或いはこの法律の中に損害保険事業を

行うことを目的とする保険協同組合の制度を入れて貰いたいというやうな項目が多数列挙されておるのであります。

○委員長(高橋啓君) 只今諸陳情の内容を申上げましたが、この両件に対する御意見を承りたいと思ひます。

○平岡市三君 目下これは審議中のものですから、やはりこれも今としては保留にしたらどうかと思ひます。

○委員長(高橋啓君) それでは諸陳情六百五号、諸陳情千二百八十八号を保留することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) それではこれを保留することにいたします。

○委員長(高橋啓君) 次は諸陳情第七十九号中小企業の設備資金融資に関する陳情、この趣旨を説明いたさせます。

○専門員(小田橋眞壽君) 陳情第七十九号は中小企業の設備資金融資に関する陳情であります。これは従つて中小企業から指示した国債買入操作による融資が事実上できなかったからこれを何とかして呉れ。従つて中小企業の設備資金を外の形で融資して呉れという陳情であります。

○委員長(高橋啓君) 次に関連しておりますので諸陳情百二十一号も……。

○専門員(小田橋眞壽君) 第百二十一号は中小企業の金融難打開策について見返資金からの融資を増額すること、商工中金に対する政府出資の増額、債券発行等の方法により資金を豊富にすること、それから中金法を改正して個別の企業者にも直接融資できるようにすることというやうな処置をとつて欲しいという陳情であります。

○委員長(高橋啓君) これに対して政

す。六ヶ月乃至一年の期間に使えとあ

落着いた資金融通ができるというふ

○専門員(小田橋眞壽君) 諸陳情百六

係を見まして、過剰の分については、

て貰いたい。そういう請願であります

国で八ヶ所ありまして、その規模にお

りません。

或いはこの法律の中に損害保険事業を

しいという陳情であります。

○委員長(高橋啓君) これに対して政府側の説明を求めます。

○政府委員(小笠公輔君) 七十九号の閣議をお答えいたします。昨年の秋に日銀のマーケット・オペレーションによりまして、中小企業に対する設備資金として融資を銀行に付しましてその手持の国債を買上げて金を廻わして行こう、こういうようなことが実施せられたわけでありまして、ところがいろいろの事情からして十分な成果を見ずに遺憾ながら終つたわけでありまして、そこで中小企業に対する設備資金の供給の基として一月見返資金から出すことに相成つておりまして月一億でありまして、これは協同融資でありまして、見返資金一億に対して取扱銀行が一億出すということになっておりますが、ヒフティ・ヒフティにいたしてありますので、一月から三月の間に六億を出す、こういうふうな計画でスタートを踏み出したわけでありまして、これは幸い制度の周知徹底に伴い、昨日か一日までの間に日銀で受け付けた金額の総額は三億八千万円になりました、三億の予定をすでにオーバーするといふような状況に相成つておるのであります。順次消化がよくなつて参りますので、来年度の分を四月以降の分を更に繰上げて三月中に進めて行くといふ手配を打ちたいとおるのであります。特に金額を上げる方向で話を進めておるわけでありまして、そういうような事情で設備資金につきましては見返資金が幸に順調に動いて参つております。それから日銀の中小企業枠、現在貸出残高三十九億の分でありまして、これも一部設備資金、補修改善のよう資金に使えということでありま

す。六ヶ月乃至一年の期間に使えとありますので、これも一時設備資金として使えることにならうかと考えております。

次に陳情第百二十一号の問題であります。これは見返資金からの融資の増額の問題であります。この点は先程触れたところでありまして、順次拡げて行くといふような方向に努力したいと思つております。融資に当つてこれはこの陳情ではいわけ見返資金の融資についてのみ書いてあるようにありますが、一般中小企業に對しての、金額に對しての損失補償制度を布いて貰いたい。広く読みまして中小企業の融資の円滑を図るために損失補償制度をどうするかという問題につきましては、まだ腹を決めておるわけでありませんが、具体的には前からいろいろ検討を進めておるわけでありまして、できるだけそういう方向に持つて行きたいという意図の下にするわけでありまして、それから商工中金の増資問題につきましては、御承知の通り現在の一億五千万円を三月二十五日まで三億五千万円増資いたしまして五億になるわけでありまして、これ又順調に運んでおるわけでありまして、それに対して目下の予定といたしましては、見返資金から五億を優先出資をいたしまして十億にしようといふことに進んでおる。それに対して二十倍の債券発行をする。但し二百億になるのであります。が、細かく申しますと商工中金の預金総額を差引いた金額が限度になるわけでありまして、推定百八十億見当にならうかと考えております。これを早急にやうかと考えております。そういうことになりますと、中小企業に對する相当

落ち着いた資金融通ができるというふうに実は考えて、この案の早急なる実施を意図しておるわけでございます。最後に商工中金法を改正して、商工中金が組合融資の機関であります。が、直接に個々の商工業者に貸付けるようにするかどうか、こういう問題であります。これは従来懸案になつておるのであります。が、諸般の事情からまだ検討の途にあるわけでありまして、できるだけそういう方向に持つて行くべく努力いたしたい、こういうふうに実は考えております。

○委員長(高橋啓君) 外に御発言ありませんか。

○平岡市三君 この陳情は、願意受当だと思ひますから、採択の動議を提出いたします。

○賛成(と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋啓君) 只今平岡委員の動議に御賛成の聲がおりますが、これに對して御異議ありませんか。

○異議なし(と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋啓君) それでは御異議がないものと認めます。これより陳情第七十九号、陳情第百二十一号、この兩件を議題に供します。本陳情を採択することに御賛成の方は挙手を願ひいたします。

○委員長(高橋啓君) 全会一致と認めます。よつて本陳情は採択することに決定いたしました。

○委員長(高橋啓君) それでは御賛成の請願二件を議題に供します。請願第百六十八号、それから請願第百三十一号、只今趣旨を説明いたします。

○委員長(高橋啓君) 請願第百六十八号は、金鋼鉄山の危機打開のためには鉄業政策を確立して欲しいという請願であります。第五国会で実は金鋼鉄山復興に関する決議がされたのであります。が、その後なかなか思うように行かない、従つて金鋼鉄山の危機を開するに、産金奨励、鉄石価格の引上げ、融資の実現、貨物運賃の特別割引といふことをやつて貰いたいといふ請願であります。

第百三十一号は、帝國石油株式會社に譲渡してあります石油鉄業權を、帝國石油株式會社に譲渡に伴つて、その元の所有者の日本鉄業株式會社に返還して貰いたい。それは、日本鉄業株式會社が多額の犠牲を拂つて今までやつておつたのを、戦時中の強制命令で帝石に譲つたのであるから、今それが元に戻る際に、是非日本鉄業株式會社にこれを返還して貰いたいといふ意味の請願であります。

○委員長(高橋啓君) 理事玉置吉之丞君委員長席に着く。

○理事(玉置吉之丞君) それでは、鉄業関係の請願二件について、政府委員の御説明を願ひます。

○政府委員(遠坂久次君) 私から、請願に對してどういふ工合に処置しておるか、又どういふ工合に処置してあるかといふことを概略御説明申し上げます。金鋼鉄山の問題につきましては、昨年電氣鋼に關します補給金の撤廃等いろいろの問題があつたのであります。が、この処置といたしましては、具体的にには滞貨に對する融資の斡旋及びそれまで関係方面関係で事前許可を必要といたしておりました輸出につきまして、或る程度日本政府が国内の需給関

係を見まして、過剩の分については、日本政府限りで判断を決めて輸出をなし得るといふような措置をとるといふことによりまして、その後比較的順調に滞貨が事業を圧迫するといふことなしに経過いたしております。それから更に、その後幸いにいたしまして、電氣鋼の海外市価も逐次上昇いたしまして、その結果として、まだ十分満足ではございませんが、市況は次第に明朗に推移いたしておる次第でございます。一方その間に事業者といたしまして、大巾な補給金の撤廃がございまして、その後生産費の切下げのために、いろいろ合理化を努めてもおつたわけでございます。その面と相俟ちまして、只今の処置により、概ね政府が予定いたしておりましたプログラムと申しまするか、私共は約一ヶ年経過すれば、その間に十分に後が健全になつて行くのじやなからうかといふように見ておつたのであります。が、予定のプログラム以上に早くその事態が実現しつつあるといふやうなふうに見てよろしいのではないだらうかと思つております。

それから更に金の問題につきましては、先般将来におきます金の重要性に鑑みまして、その対策につきましては、閣議決定をいたしまして、その内容といたしましては、金及び金と密接な関係がございする銀の買上げ価格につきまして、それ〴〵五〇乃至六〇の値上げを決定し、第二に金の増産のために、戦時中政府の金鋼鉄の整備によりまして整備された製鍊、選鉱の設備の復元につきまして、所要の資金の斡旋に政府が努めるといふこ

とにいたしました。只今事務的には、一部見返資金もその復元のために供給することを計画もいたしております。更に日銀その他の関係の金融機関に對しまして、その資金の調達方につきまして、私共としてできる限りの斡旋、援助をいたしてやるというふうな状況であります。又細かい問題になります。この請願中にごさいまする鐵道運賃の割引につきましても、約二割の運賃の割引をやつて頂くことにいたしました。それは運輸省におきましても了承し、具体的にその手続が着々進行中でございます。更に加配米その他労働物資の増配とかさような処置につきましても、他の従来と量に比較いたしまして金銀業については、特に優位に取扱うべく処置いたしておるような次第でございます。あらかたさうな処置によりまして、私共は今後金銀業の復元、復興ということに力をいたしたいと思つておるわけでありす。向ちよつと申述べましたが、炭鉱奨励金につきましても、今後、明年度も約一千四百萬円の額を予定いたしておりますが、事業の復興の進捗に依りまして、私共としては、できるだけの援助というものをいたしたいという工合に考へておるわけでありす。以上がこの請願第六十八号に對します政府側といたしましてとつておる処置の概要でございます。これによりまして、請願の趣旨に對するお答えというふうな御了承をお願いいたしたいわけでありす。

次に出ております請願千二百三十一号の、帝國石油株式会社に戦時中に譲渡しました日本銀業株式会社の返還に關する請願でございますが、この点につきましては、実は私共として、この通りに全面的にいたしますというふうにお答えし難い事情にあるわけでございます。と申しますのは、御承知のごとくこの帝國石油は、集中排除法の適用を受けまして、そこにおきまして、今後の再建の集中排除の適用の具体的な内容というものが決められたわけでございますが、その内容に對しましては、概し摘まんて申上げます。帝石の事業体そのものの大きさと、帝石の採油会社として見ますと非常に大きく見えるわけでありす。常にも、これを國際的なレベルに比較して見ました場合に、聊かも大きなもので、むしろ石油という特殊の事業の性質から見まして、その事業体を二分割にするとか三分割にするとかいふような分割の方法を採ることは適當でないもので、むしろ小さきに失するくらいであつて、これを分割すれば、さなきだに、石油資源の合理的な發掘をやるといふことに不十分というやうな考へが背景に含まれて、事業そのものは分割するに及ばずというやうな決定になつておるわけでありす。ただ帝國石油が持つておりました鉱区につきましては集中排除法の關係の、いわゆる五人委員会におきまして十分その内容を検討いたしました結果、日本全体の石油鉱区の過半数を帝石が持つておるといふ事実に着目いたしまして、これは強要法等の趣旨から見まして、全国の五割以下になるごとくその所有鉱区を減少すべきである。その鉱区數の割合で申しますと、二度に亘りまして減少が命ぜられまして、約三割何

分の減少ということになつたわけでありす。帝石の事業体としこの大きさは先程申しましたごとく、現在聊かも大きくはないけれども、現に利用してない鉱区といふことは、石油銀業について新たに事業者が興えるということについて、それを制限するという弊害を生ずる慮れがある。従つてそれを過半数にならないごとく処分しろという考へ方にあるわけでございます。而してその鉱区の処分振りにつきましては、現に稼動しておる鉱区と密接な關係がありまして、引續き採掘を予定しなければならぬ鉱区については、先程申しました帝石の事業体が大きに失しない、むしろ小さいくらいであるというやうな趣旨から、開放しなくてよろしい、利用予定の目下ついでにおる鉱区を開放しろというやうな指令になりまして、その個々の具体的な処分計画といふものが持株整理委員会によりまして整理、検討されまして決まつたわけでありす。さうな経緯によりまして現実に日本銀業が受取りました鉱区は極く僅かでございますが、一部はあつたわけでございます。只今この請願に出ておりますのは、只今帝石が活発に仕事をしております鉱区が、たゞこの帝石がございました際に日本銀業から提供した鉱区であつたといふところに主眼があり、それを返還して貰いたいという趣旨であらうと思つてございす。帝石に對します日本銀業からの出資は、當時といたしまして正当な法的手続を経て行われたといふことのみならず、只今申しました帝石の鉱区の処分につきま

て集排法の指定により持株整理委員会が具体的にその処分振りを決定し、それによつて開放が行われておるといふ経緯に即して考へまして、私共としては直ぐにこの請願の趣旨に即して政府として処置をとるというふうに参加するやうな事情にあるわけでございます。向参考までございす。終戦後集排の指令がありす。前、終戦直後、二十一年の三月に政府としまして帝石を中心とした石油銀業を如何に再建すべきであらうかといふことにつきまして、その企業運営方式その他につきましてこの研究をなすべく臨時石油銀業調査会といふものを設けておつたのであります。その際の結論といたしまして、この帝石を二分割乃至細分することは適當でないといふことが委員会におきまして承認されておるわけでありす。只今申上げましたこの鉱区の問題につきましては、政府が直接処置したといふ建前ではございせん。集排法に基いて持株整理委員会において具体的に、而も個々の鉱区について処置が決定されたといふやうな経緯でありまして、請願のやうな処置は政府として処置し得るということがお答えし難いやうな事情であることを御了解頂きたいと思ひます。

○平岡市三君 この二つの請願の内容は、これは甚だ重大でありますからして、ここで決定することは不可能だらうと思つております。従いまして一應留保にしたら如何かと思ひます。○理事(玉置吉之丞君) 只今平岡委員から、この二つの案件について留保いたしたいという御意見がありました。が……。

〔賛成「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(玉置吉之丞君) 御異議がないようでありますから、留保することにしたします。

尚參議院規則第七十條によりまして採決された請願陳情については、その審査の結果に従ひまして院議に付して内閣に送付することを要するか否かについて院議に報告することになつておりますが、この請願陳情を院議を経て内閣に送付することを要するものと決定いたして御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(玉置吉之丞君) 御異議ないものと認めてそのように計ります。これで散會いたします。

午後四時五分散會
出席者は左の通り。

委員長	高橋 啓君
理事	玉置吉之丞君
委員	下條 恭兵君 中川 以良君 平岡 市三君 境野 清雄君 深川榮左エ門君 阿竹齊次郎君 結城 安次君 兼岩 傳一君 駒井 藤平君
政府委員	通商産業 政務次官 宮崎 靖君 資源庁次長 田口 良明君 通商産業 事務官(資源) 徳永 久次君 資源局長 山崎 久次君

る請願でございますが、この点につき
して減少が命ぜられまして、約三割何

しました帝石の鉱区の処分につきまし

○理事(玉置吉之丞君) 只今平岡委員

務員(山局長) 徳永 久次君

中小企業庁長官 小笠 公昭君

特許庁長官 久保敬二郎君

通商産業事務官(特許庁総務部長) 佐久 洋君

事務局側

常任委員

門員会専

説明員

通商産業事務官(通商振興局総務部長) 照田 弘久君

通商産業事務官(通商振興局総務部長) 日野水一郎君

通商産業事務官(通商振興局総務部長) 橋本 徳男君

通商産業事務官(通商振興局総務部長) 森崎 久壽君

通商産業事務官(通商振興局総務部長) 森崎 久壽君

通商産業事務官(通商振興局総務部長) 森崎 久壽君

通商産業事務官(通商振興局総務部長) 森崎 久壽君

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、帝國石油株式会社譲渡の石油鉱業権返還に関する請願(第二二二一号)

一、商工會議所法制定に関する請願(第二二五四号)

一、中小企業等協同組合法中一部改正に関する請願(第二二八八号)

第二二二一号 昭和二十五年三月一日受理

帝國石油株式会社譲渡の石油鉱業権返還に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室町一ノ七日本鉱業株式会社取締役社長 岡部 楠男

紹介議員 廣瀬與兵衛君 黒川 武雄君

紹介議員 廣瀬與兵衛君 黒川 武雄君

紹介議員 廣瀬與兵衛君 黒川 武雄君

日本鉱業株式会社は、大正十四年以來

営々辛苦の結果、重要事業分野として

育成した石油鉱業部門一切の事業を、

戦時中強制命令によつて帝國石油株式

会社に譲渡し、同社は終戦後引き続きこ

れを經營して今日に至つてゐる。しか

るに政府は戦時体制を平時状態に復帰

させるための処置として、帝國石油株

式会社法を廃止することである

が、石油鉱業権の開発には日本鉱業株

式会社が多大の犠牲を拂つてゐるので

あるから、同社が民間企業に移るに先

立つて、一切の石油鉱業権および現在

か行中の鉱区繼續上必要な採掘設備一

切を元所有者の日本鉱業株式会社に返

還せられたいとの請願。

第二二五四号 昭和二十五年三月二

日受理

商工會議所法制定に関する請願

請願者 山形市旅籠町一〇四六

社団法人山形商工會議

所会頭 矢野善助

紹介議員 安達良助君

商工會議所は、民法第三十四條以外に

何等の活動を裏付ける法的根拠がな

いため、国民の日常生活を担当する機關

として極めて重要である。ことに終戦

後の変転はなほ活しい経済情勢下にお

いて、その目的達成が困難であるか

ら、商工業の改善発達を図り、社会全

般の福祉を増進するため、すみやかに

商工會議所法を制定せられたいとの請

願。

請願者 東京都港区芝田町一ノ

一二森永ビル内日本中

小企業連盟内 豊田雅

孝

紹介議員 廣瀬與兵衛君

中小企業協同組合法は、施行後日が浅

いので、制度の改正は避けられない

が、とりあえず、(一)組合の名称せん

称者に対し過料の制裁規定を設けるこ

と、(二)他の法律によつて設立されて

いる協同組合も、事業協同組合の組合

員となれるようにすること、(三)組合

員に拂戻す配当は課税上損金扱とする

こと等、運営上の合理化を図るため、

中小企業等協同組合法の一部を改正せ

られたいとの請願。

昭和二十五年四月十三日印刷

昭和二十五年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所